

# 横浜市立南吉田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日 策定  
横浜市立南吉田小学校  
いじめ防止対策委員会

## I いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

### 2 いじめ防止等に向けての基本理念

こども基本法に基づく「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指している。また、2025（令和7）年4月施行の「横浜市こども・子育て基本条例」は、こども・子育てについての基本理念を定め、横浜市の責務や、市民、事業者及び育ち学ぶ施設の関係者の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する施策の基本事項を定めた内容となっている。「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

## II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### 1 委員会の構成員

- ・管理職（校長・副校長）・児童支援専任・教務主任・養護教諭・学年代表  
※状況に応じて、心理、福祉の専門家（学校カウンセラー、SSW等）の参加を求める。

### 2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### 3 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

#### (1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

#### (2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。（副校長・児童支援専任）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

#### (3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）を行う。

## Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### 1 いじめの未然防止

- ・特別活動や総合的な学習の時間を中心とした、児童の主体的な取組への支援
- ・「横浜こども会議」や代表委員会等、全校での話し合いをもとに子どもの意見を反映させた、いじめ防止に対する取り組み。（年間計画の設定）
- ・すべての子どもが参加・活躍でき、自己肯定感や自己有用感が高まる「わかる授業づくり」
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
- ・保護者、卒業生保護者の校内外での見守り、学校との定期的な情報共有
- ・町内会、青少年指導員など、地域と連携した子どもの見守り。定期的に学校内の情報発信・共有

### 2 いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修の充実
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

### 3 いじめに対する措置

- ・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

## 4 いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

## 5 教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッド等を活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）を定期的実施する。

## 6 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や共進中学校区・横浜吉田中学校区の「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

## 7 取組の年間計画

月	内 容	
4月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等の確認） 児童指導全体会（いじめの定義・スタンダード・児童理解）	児童引き継ぎ 家庭訪問
5月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（児童理解研修） 「いじめ早期発見のための生活アンケート」記名式 防犯教室（ネットトラブル防止5年） 小中ブロック定例会	学校説明会
6月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（子どものことを語り合う研修会） 生活アンケート（YP アセスメント）実施 支援検討会	学・家・地連携事業
7月	いじめ防止対策委員会 横浜こども会議（全クラス協議・中学校ブロック協議） 「誰にとっても居心地のよい学校とは」 防犯教室（ネットトラブル防止6年）	学校運営協議会 地区懇談会 保護者教育相談
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜こども会議区交流会・児童による校内発信	
9月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（外国につながる児童の理解） 防犯教室（いじめ防止4年） 小中ブロック定例会	
10月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（スタンダード研修） 小中ブロック定例会	
11月	いじめ防止対策委員会 防犯教室（いじめ防止2年） 生活アンケート（YP アセスメント）実施 支援検討会 児童指導全体会（いじめ防止研修）	
12月	いじめ防止対策委員会 人権週間の取組（全クラス協議） いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート）	保護者教育相談

1月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（子どもから学ぶ研修会） 小中ブロック定例会	
2月	いじめ防止対策委員会（いじめ防止基本方針の見直し） 児童指導全体会（児童理解研修） 小中ブロック定例会	学校運営協議会 学校説明会
3月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて） 新年度への引継ぎ（幼保小・小中） 小中ブロック定例会	児童引き継ぎ準備
通年	横浜プログラム実施 カウンセラーによる相談	

## IV 重大事案への対処

### 1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 2 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

### 3 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

### 4 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成30年2月16日改定  
令和3年3月31日改定  
令和5年3月31日改定  
令和8年2月26日改定